

富士吉田市農業委員会 令和5年9月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年9月27日（水）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員 無し

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第8番 渡邊 孝治 委員、第9番 宮下 師貴 委員
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時03分休憩）

（午後2時05分再開）

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の8号の申請地は、株式会社山田硝子工業の南東、約80mに位置しています。申請地は譲受人の耕作地が多数ある城山東地区にあり、当該地は既に譲受人が譲渡人から借り受けて水稻を耕作しております。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第5委員会の1件の朗読後】

続きまして別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の7号の申請地は、県道新田下吉田線の明見第二駐在所交差点の南東、約80mに位置しています。申請地は既に譲受人が譲渡人から借り受けて両親と野菜を栽培しております。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、

質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の14号については、申請人が申請地を共同住宅用地とするものです。用途指定区域内の第3種農地であり、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長(渡邊 和英 君)

第2委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の14号の申請地は、富士見バイパスのシャンブル北東に隣接しております。建物は木造2階建ての2LDK8室の共同住宅です。必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の1件は、原

案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の28号については、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、賃貸用住宅4棟を建築する予定です。こちらにつきましては第一種中高層住居専用地域にあり、用途指定区域内の第3種農地でありまして、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の28号の申請地は、富士見バイパスABCマートの北西、約150mに位置しております。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の29号については、譲受人が譲渡人より申請地を譲受け、住宅建築用地とするものです。こちらは第一種住居地域にあたりまして、用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の29号の申請地は、市立第三保育園の北東に隣接しております。譲受人の所有に係る専用住宅を建築する計画です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 梶原 久 推進委員

この案件は一般個人住宅ということですが、転用面積が700㎡を超えており、面積が大きすぎるのではないですか。

○ 事務局長

こちらの案件につきましては、総面積は大きいのですが、面積の3分の1以上が傾斜地になっておりまして、実質的に住宅の敷地にすることができない土地となっております。有効面積は500㎡を切っております。

○ 梶原 久 推進委員

わかりました。

○ 議長（会長）

これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第6委員会の2件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の26号については、譲受人が譲渡人より申請地を譲受け、駐車場用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅や店舗が連坦している地域であり、許可相当と考えます。

次に受理番号5の27号については、譲受人が譲渡人より借り受けていた土地を譲り受けるものであり、作業所・駐車場として利用している追認案件であります。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅が連坦している地域であり、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の26号の申請地は、国道139号線富士みちの居酒屋しゅうの裏手に位置しており、譲受人宅の駐車場として利用する計画です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の27号の申請地は、上暮地数見のたかちゃんうどんの北西、約50mに位置しており、現在は作業所用地と駐車場として利用されております。特に問題はなく、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の2件について採決いたします。第6委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、3件で、筆数累計は4筆、面積合計は5,844㎡です。新規設定が1件となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で認定農業者案件でないものについて、第1委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会推進委員（遠山 克二 君）

番号1について、第1委員会から報告いたします。9月21日に、新規設定につきまして、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、鐘山通りの塩釜神社の北西、約120mに位置しており、とうもろこしを栽培する予定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局説明、推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、日程第7、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第5委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第5号 第5委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、申請地が非農地であることが確認されておりますので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号23の5号の申請地は、向原の大沢川の右岸を120mほど登ったところで、アーク富士吉田工場から北西に250mのところに位置しております。現地は針葉樹等の山林が形成されています。

以上のことから、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、議案第5号、第5委員会の非農地通知交付申請の

1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

○ 議長(会長)

次に、日程第八 議案第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。これら農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

あと、第2委員会の案件ですが、地目が抜けているところがございます。1893までは地目が入っているのですが、1894から抜けております。上から4つが「田」で新町3丁目のものが「畑」となります。申し訳ございません、よろしく申し上げます。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第2委員会委員長(渡邊 和英 君)

第2委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の2については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について地区担当から、現地調査

の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。9月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の1については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことですので、証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号の2件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

○ 議長（会長）

以上で、令和5年9月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 事務局

今後の予定表ということで、令和5年10月以降の予定表と来年の1月から12月までの総会と農地法3条の事情聴取の日程をお配りしました。また、変更等ありましたら、その都度お知らせいたします。その他の予定につきましては、今後の予定の欄に記してあります。

11月16日の木曜日に、山梨県農政推進大会が甲府市で開催されますので出席をお願いいたします。バスを借り上げて向かいますので、前回都留に行った時と同じ駐車場に10時半に集合してください。甲府で昼食をとりまして、総合市民会館で1時半から推進大会に出席してもらいます。よろしく申し上げます。

その下に書いてあるのが、11月30日から12月1日で、コロナで3年位行けませんでした。先進地視察ということで視察研修の予定が入っています。総会が終わりましたら、委員長さんたちには残っていただき、研修先の打ち合わせをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後に、新規で委員さんになった方については、入口のところにウインドブレーカーが届いておりますので、帰りに受け取ってください。

以上です、よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

農業まつりが、10月15日に開催されます。

15日が農業まつりの当日ですので、14日にキャベツと大根の収穫をします。時間は、9時でいいですね。9時集合でよろしくお願いします。変更になるような場合には、また連絡させていただきます。ご協力をお願いします。

また、土寄せなどを1回したいと思いますので、10月1日、日曜日の朝6時に集合でよろしくお願いします。

○ 議長（会長）

各委員会の委員長さんには、この後視察研修の打ち合わせがありますので、残っていただきますよう、よろしくお願いします。

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後3時00分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年9月27日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 渡邊 孝治

委 員 宮下 師貴